

第9章 事後調査の方針

本事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響について予測・評価を行った結果、すべての項目において、供用時、工事中ともに、周辺環境への影響は軽微であると評価されている。

事業の実施にあたっては、これらの予測の前提となった環境の保全のために講ずる措置を確実に実施するとともに、さらに、環境の保全に万全を期することを目的として、事後調査を実施する。

事後調査の方針は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1(1) 事後調査の方針

【供用時】

環境項目		調査地点	調査時期	調査の方法
大項目	小項目			
大気質	ごみ処理施設煙突排ガスの排ガス量、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	ごみ処理施設の煙道	時期：供用開始後の一定期間 頻度： ばい煙の測定 年6回 (硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素) ダイオキシン類 年1回 水銀 年1回	サンプリング分析
	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質	事業計画地周辺の一般環境(三宝小学校)	時期：供用開始後1年間 頻度：1年間連続(1時間値)	堺市が測定している常時監視局(三宝局)データの提供を受ける。
	塩化水素、水銀、ダイオキシン類		時期：供用開始後1年間 頻度：四季、1週間(24時間値)	
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	大阪臨海線	時期：供用開始後1年間 頻度：1年間連続(1時間値)	自動測定器及び環境大気サンプリング
	ベンゼン		時期：供用開始後1年間 頻度：四季1日(24時間値)	
窒素酸化物	築港南島線、八幡三宝線及び大阪臨海線	時期：供用開始後1年間 頻度：四季1回(1週間値)	PTIO法	
悪臭	臭気指数	ごみ処理施設の煙道	時期：供用開始後1年間 頻度：夏季1回	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第9号)
		敷地境界2地点	時期：供用開始後5年間 頻度：夏季1回	
騒音 振動 交通量	道路交通騒音 道路交通振動 交通量	築港南島線、八幡三宝線及び大阪臨海線	時期：供用開始後1年間 頻度：平日1回 (24時間連続)	騒音：JIS Z8731 振動：JIS Z8735 交通量：カウント
廃棄物	種類、発生量	工場内	時期：供用開始後一定期間 頻度：1年間	廃棄物の処理実績を集計
安全	収集車等の搬入台数	工場内	時期：供用開始後一定期間 頻度：月毎	工場構内でカウント

表 9-1(2) 事後調査の方針

【工事時】

環境項目		調査地点	調査時期	調査の方法
大項目	小項目			
騒音 振動	道路交通騒音 道路交通振動	八幡三宝線及 び大阪臨海線	時期：工事の最盛期 頻度：平日1回 (時間帯：6～22時)	騒音：JIS Z8731 振動：JIS Z8735 交通量：カウント
廃棄物	種類、発生量	工事現場	時期：工事期間 頻度：1年間	廃棄物の処理実績を 集計
安全	工事用車両等 の搬入台数	工事現場	時期：工事の最盛期 頻度：月毎	工事現場でカウント
水質	PH、濁度	雨水排水路も しくは下水道 への排出口	時期：工事期間 頻度：常時監視	pH、有害物質：環境 庁告示第64号 排水 基準に係る検定方法 濁度：JIS K0101
	有害物質		時期：工事期間 頻度：適宜	